

第1 件名

生徒の自殺に関して県立高等学校が所有するアンケート用紙等についての一部開示決定処分に対する異議申立て

第2 審査会の結論

青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「緊急アンケートのお願い（集計）」を「一部開示」としたことは妥当ではなく、「全部開示」とすべきである。また、実施機関は、第3の1(3)に係る保有個人情報については、平成〇年〇月に開催された校務運営委員会に係る会議録を、第3の1(5)に係る保有個人情報については、「生徒の事故について（報告）」（平成〇年〇月〇日付け〇〇親第〇号。以下「本件事故報告書」という。）の控え及び県立〇〇高等学校が県教育委員会事務局（以下「教育庁」という。）学校教育課から送付を受けた平成〇年〇月〇日付けファックス送信票（以下「ファックス送信票」という。）を特定し、改めて青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号。以下「条例」という。）第16条第1項又は第3項の決定を行うべきである。

第3 経緯

1 保有個人情報開示請求 平成21年6月12日

平成〇年〇月〇日に自殺した〇〇に関して県立〇〇高等学校が保有する次の(1)から(5)までの文書

- (1) この件に関して生徒に実施し回収した全てのアンケート用紙（以下「本件対象保有個人情報1」という。）
- (2) (1)のアンケートを集計した文書（以下「本件対象保有個人情報2」という。）
- (3) この件に関する職員会議の会議録（以下「本件対象保有個人情報3」という。）
- (4) 関係者から聞き取りを行った記録（以下「本件対象保有個人情報4」という。）

(5) その他この件に関する全ての文書（以下「本件対象保有個人情報5」という。）

2 一部開示決定 平成21年6月29日

(1) 本件対象保有個人情報1について

「緊急アンケートのお願い」を特定し、その全部を不開示（条例第21条第1項第9号該当）

(2) 本件対象保有個人情報2について

「緊急アンケートのお願い（集計）」を特定し、そのうち、設問4の自由記述部分を不開示（条例第21条第1項第9号該当）

(3) 本件対象保有個人情報3及び本件対象保有個人情報4について

保有していないとして、不開示

(4) 本件対象保有個人情報5について

「個人情報の開示通知」との件名が付された文書を特定し、その全部を開示

3 異議申立て 平成21年8月7日

2の本件処分を取り消し、本件開示請求について「開示する」との決定を求める。

4 諮問 平成21年9月9日

第4 審査会の判断理由

1 本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報1について

本件対象保有個人情報1として実施機関が特定した保有個人情報は、県立〇〇高等学校が全校生徒を対象に実施した、〇〇の自殺（以下「本件事故」という。）に関するアンケート調査（以下「本件アンケート調査」という。）において、生徒か

ら回収した全てのアンケート用紙（以下「本件アンケート用紙」という。）である。

(2) 本件アンケート調査について

ア 当審査会が実施機関に対し、本件アンケート調査の実施経緯及び目的について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

(ア) 本件アンケート調査の実施経緯について

自殺した生徒の遺族から口頭で強く要望されたこともあり、校長が実態を把握することが必要であると判断したため実施した。また、教育庁では、保護者の要望に誠実に対応するように学校に助言している。

(イ) 本件アンケート調査の目的について

生徒の状況を把握するとともに、自殺の再発防止に役立てることが主な目的であったが、遺族の心情に誠心誠意尽くしたいとの思いも強かった。

イ 当審査会が本件アンケート用紙を見分したところ、本件アンケート調査は、次の設問に対して回答を求める無記名式のアンケートであると認められる。

(ア) 設問 1 から設問 3 まで

高校入学後に、他人をいじめた経験、自分がいじめられた経験及び他人がいじめられていたのを見聞した経験の有無並びにそれぞれのいじめの方法について、選択肢により回答させるもの

(イ) 設問 4

本件事故のことに关して見聞したことや思ったこと、その他学校に取り組んでほしいことなどについて自由に記述させるもの

ウ 本件アンケート調査の実施前後の状況について

(ア) 当審査会が実施機関に対し、教育庁が作成し、又は取得した、本件事故に関する一切の文書の提示を求めたところ、本件開示請求後の平成21年11月に教育庁学校教育課が作成し、文部科学省に提出した報告資料（以下「国報告資料」という。）の提示があり、その内容を見分したところ、本件アンケート調査の実施前から、本件アンケート調査の結果を見せるよう、異議申立人が県立〇〇高等学校に要請していたこと、同調査を実施した4日後に、同校が異議申立人に本件アンケート用紙を閲覧させていたことが確認された。

(イ) また、実施機関に対し、異議申立人に本件アンケート用紙を閲覧させていながら、本件処分これを不開示とした理由について説明を求めたところ、実施機関は、「異議申立人の意向をしん酌し、校長の判断により、異議申立人に対して、本件アンケート用紙の開示を行った。その後、本件アンケート用紙について、条例に基づく開示請求が行われたため、その開示の判断に当たっては、

条例に基づいて対応することとした。」と述べている。

(3) 条例第21条第1項第9号（任意提供情報）該当性について

実施機関は、条例第21条1項第9号に該当するとして、本件対象保有個人情報1を不開示としているので、以下、同号該当性について検討する。

ア 条例第21条第1項第9号の趣旨

- (ア) 条例第21条第1項第9号は、不開示情報として、「個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。
- (イ) 個人及び法人等に関する情報の中には、一般にはまだ知られていない情報、内部管理情報、特別の情報源から得た情報等、通例、他人に提供されないか、又は開示しないことを前提としなければ他人に提供されないものがあり、このような情報が実施機関の要請に応じて任意に提供され、実施機関がこれを保有することとなった場合に、実施機関が保有していることのみを理由として、当然に他人に対しても開示するのは合理的でないことから、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に実施機関に提供した情報であって、開示しないという条件を付することに一定の合理性が認められるものについては、開示しないこととしたものである。

イ 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報」かどうかについて

- (ア) 実施機関に対し、公にしないとの条件の生徒への提示方法等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。
- a 条件の提示方法
クラスでアンケートを実施する時に、担任から口頭で公にしないという条件を生徒に伝えた。
- b 公にしないとの条件を付した理由
生徒がアンケートについて、実態を正しく回答できるようにするため
- (イ) 上記実施機関の説明によれば、生徒への条件提示は、口頭により行われていたとのことであるが、公にしないとの条件を付したとの点について、そのことを裏付ける文書など、客観的な証拠は存在せず、真に全校生徒に対して上記の条件が提示されたかどうかは明らかではない。

他方、前述のとおり、異議申立人は、本件アンケート調査の実施前から、本件アンケート用紙を閲覧させるよう実施機関に要請しており、実施機関は、異議申立人の要請に応じる形で、本件アンケート調査を実施したわずか4日後に、本件アンケート用紙を異議申立人に閲覧させている。

このことからすると、県立〇〇高等学校が、本件アンケート調査の実施に当たり、真に本件アンケート用紙を第三者に開示しないという意思を有していたかどうかは疑問である。少なくとも、同校と生徒との間で、本件アンケート用紙を第三者に開示しない旨の合意が成立していたとは認め難い。

- (ウ) よって、本件対象保有個人情報1は、「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報」との要件を満たさないものと認められる。

ウ 以上のとおり、本件対象保有個人情報1は、条例第21条第1項第9号に該当しない。

- (4) 付加的主張（条例第21条第1項第4号（開示請求者以外の個人情報）該当性）について

実施機関は、本件の審査過程において、「本件アンケート用紙については、無記名式のアンケートであっても、筆跡により本人が特定でき、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害する可能性がある」として、本件対象保有個人情報1は、条例第21条第1項第9号のほか、同項第4号にも該当する旨主張している。このため、条例第21条第1項第4号該当性について、以下、検討する。

ア 条例第21条第1項第4号の趣旨

- (ア) 条例第21条第1項第4号本文は、不開示情報として、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

- (イ) このうち、「（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の趣旨は、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とするものであり、照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。

- (ウ) 次に、「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の趣旨は、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、開示請求者以外の特定の個人を識別できない個人情報であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示とするものである。

イ 条例第21条第1項第4号本文該当性について

- (ア) 本件アンケート用紙には、いじめの経験の有無や本件事故に関して見聞したことなど、本件アンケート調査に協力した生徒の回答が記載されているものと認められるため、本件対象保有個人情報1は、基本的に生徒に関する情報であって、「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当することは明らかである。

- (イ) 「開示請求者以外の特定の個人を識別できる」かどうかについて

- a 本件アンケート調査は、無記名式で実施されていること、また、設問1から設問3までの選択肢による回答内容と、設問4の自由記述欄に記載された回答内容には、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報は記載されていないと認められる。

このことから、本件対象保有個人情報1が、特定の個人を識別できる情報であるかどうかは、本件アンケート用紙に記載された、選択肢を囲む「○」及び自由記述欄の文字の筆跡により、特定の個人を識別することができるかどうかにより判断されることとなる。

- b 一般的に、個人の筆跡は、格別の事情がない限り、第三者が知り得るものではないと解され、異議申立人が本件アンケート調査に協力した生徒の筆跡を知り得るような特別の立場にあるなどの事情も存しないことからすると、本件アンケート用紙に記載されている「○」及び文字の筆跡からは、特定の個人を識別することができるとは認められない。

- c よって、本件対象保有個人情報1は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとは認められない。

- (ウ) 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」かどうかについて

- a 本件アンケート用紙の記載についてみると、選択肢による回答には、いじめの経験の有無やいじめの態様等が、自由記述欄の回答には、本件事故について生徒が見聞したことや感じたこと等が記載されている。さらに、自由記述欄の回答の一部には、それを記載した生徒やその他の在校生徒を特定する手掛かりとなり得る情報が含まれているものも見受けられる。

- b このような情報は、他人に知られると、学校生活において、いわれのない

非難・中傷を受けることも想定される、自己に不利益となり得る情報であって、通常、他人に知られたくない機微にわたるものであると言えるから、本件アンケート用紙に記載されている回答は、生徒のプライバシーに関する情報であると認められる。そして、このことは、本件アンケート調査のように無記名式で行われ、個人識別性が認められない場合でも同様であって、本件アンケート調査に協力した生徒の合理的な期待としても保護に値するものである。

よって、本件対象保有個人情報1は、これを開示した場合には、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

- (エ) 以上から、本件対象保有個人情報1は、条例第21条第1項第4号本文に該当する。

ウ 条例第21条第1項第4号ただし書該当性について

- (ア) 条例第21条第1項第4号ただし書の趣旨

条例第21条第1項第4号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（ただし書イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）に該当する場合は、例外的に開示すると規定している。

- (イ) ただし書イ該当性について

a 前述のとおり、異議申立人は、本件アンケート調査の実施後において、本件アンケート用紙を閲覧していることから、このことによって、本件対象保有個人情報1が「慣行として開示請求者が知ることができる情報」と言えるかどうか問題となる。

b 異議申立人は、本件アンケート用紙を閲覧しているものの、その写しの交付を受けることはなく、また、本件開示請求までの間に、本件アンケート用紙を再び閲覧することはなかったものである。

また、実施機関の説明によると、異議申立人による閲覧は、県立〇〇高等学校の判断で行われたものであって、生徒と異議申立人との関係において、本件アンケート用紙を閲覧することについて生徒の承諾があったとする特段の事情も認められない。

c このことからすると、異議申立人に本件アンケート用紙を閲覧させたことは、個別の対応にとどまるものと言えるものであるから、本件対象保有個人情報1は、ただし書イの「慣行として開示請求者が知ることができる情報」には該当しない。

(ウ) ただし書ロ該当性について

本件アンケート用紙に記載されている回答は、上記イ(ウ) bで述べたとおり、生徒のプライバシーに関する情報であり、これを開示することにより生徒の権利利益が害されるおそれがあるものである。本件において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護」するため、これら生徒のプライバシーの侵害が許容されるとする事情は認められず、本件対象保有個人情報1は、ただし書ロに該当しない。

(エ) ただし書ハ該当性について

本件アンケート用紙に記載されている回答は、公務員等の職務遂行に係る情報でないことは明らかであるため、本件対象保有個人情報1は、ただし書ハに該当しない。

(オ) よって、本件対象保有個人情報1は、条例第21条第1項第4号ただし書のいずれにも該当しない。

エ 以上から、本件対象保有個人情報1は、条例第21条第1項第4号に該当する。

- (5) 以上のとおり、本件対象保有個人情報1は、本件処分において実施機関が不開示理由として挙げた条例第21条第1項第9号には該当しないが、同項第4号に該当する。

3 本件対象保有個人情報2のうち、実施機関が不開示とした部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報2として特定した保有個人情報について

本件対象保有個人情報2として実施機関が特定した保有個人情報は、本件アンケート調査の様式を用い、生徒の回答結果を集計したもの（以下「本件アンケート集計結果」という。）である。

(2) 条例第21条第1項第9号（任意提供情報）該当性について

実施機関は、条例第21条第1項第9号に該当するとして、本件アンケート集計結果のうち、設問4の自由記述欄を不開示としている。

しかし、当審査会が見分したところ、当該自由記述欄は空欄となっており、生徒の回答は何ら記載されていないのであるから、本件処分において、「生徒が、公にしないとの条件で任意に提出した情報」であるとして、実施機関が不開示としたことには理由がないものと認められる。

- (3) 以上から、本件対象保有個人情報2のうち、実施機関が不開示とした部分は、条例第21条第1項第9号に該当しない。

なお、実施機関は、異議申立人に本件対象保有個人情報2を開示する際、設問4の自由記述部分を黒塗り処理することなく、空欄のまま開示しており、本件対象保有個人情報2は、実際には全部開示されているものと認められる。

4 本件対象保有個人情報3の存否について

- (1) 本件対象保有個人情報3の範囲について

本件開示請求に係る開示請求書に記載されている「この件に関する職員会議の会議録」との文言を予断なく解釈すると、その対象となる保有個人情報の範囲は、青森県立学校管理規則（昭和32年11月青森県教育委員会規則第11号。以下「学校管理規則」という。）第7条に規定する「職員会議」に係る会議録に限定する趣旨であるとは認められず、県立〇〇高等学校内で開催された職員会議に準じる会議に係る記録をも含むものと解するのが相当である。

そこで、本件対象保有個人情報3の存否についての検討は、職員会議に係る会議録のほか、職員集会等に係る記録についても行うこととする。

- (2) 不存在の態様について

実施機関は、理由説明書において、本件対象保有個人情報3を保有していないとした理由について、次のとおり述べている。

ア 本件事故に関する報告や本件アンケート調査の実施に関する指示は、職員集会でなされた。なお、職員集会は、校長、教員等の事務連絡等を行う場であることから、会議録を作成していない。

イ 本件事故に関しては職員会議が開かれなかったために、職員会議の会議録を保有していない。

- (3) 職員集会に係る記録の存否について

ア 当審査会が実施機関に対して、職員集会の性格及び職員集会に係る記録を作成しない理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

(ア) 職員集会は、一般的に毎朝行われ、職員間で共通理解を図る場であり、学校管理規則等に基づくものではない。必要に応じて臨時に行われることもある。

(イ) 職員集会の内容は、通常、記録しておらず、本件事故に係る職員集会についても、記録したメモは存在しない。

イ 上記実施機関の説明によると、職員集会は、毎朝、授業開始前に、職員間で共通理解を図るために開催されているとのことであり、学校内部における日常業務の連絡が行われていたものと認められる。

また、当審査会の事務局職員をして、学校が保有する職員集会に係るファイルの中身を確認させたところ、当該ファイルには職員集会で配付された資料だけがつづられており、会議録等の文書は作成されていないことが認められた。

ウ これらのことを踏まえると、職員集会において、本件事故に関する報告などが行われていたとしても、職員集会の会議録を作成していないとする実施機関の説明には、これを不合理とすべき点はなく、実施機関は、職員集会の会議録を保有していないものと認められる。

(4) 職員会議等に係る会議録の存否について

ア 学校管理規則第7条第3項は、「職員会議においては、校長が必要と認めた事項について、職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換などを行う。」と規定している。

本件事故は、事案の重大性からして、職員間で情報共有を図り、事後対応や自殺の再発防止等について検討する必要性が高いものと考えられることからすると、校長の判断により、本件事故について職員会議が開催されることも十分にあり得るものである。

イ そこで、当審査会が実施機関に対して、本件事故について職員会議を開催しなかった理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

(ア) 真相を明らかにしなければならない緊急事態の最中であり、途中経過で正確性の確認ができていない情報での会議は混乱の元になりかねないため、特別の会議を開いての検討はしていない。

(イ) 本件事故については、その都度、職員集会などにより職員に対して情報共有を図ってきたことから、職員会議の場で正式な案件として取り上げなかったが、必要に応じて職員会議の「その他」の事項として、情報共有を図ったこともあった。

(ウ) 職員間の情報共有は、毎日の職員集会や定例の会議（職員会議及び校務運営委員会（各学年主任、各教科主任等により構成され、職員会議の開催前に、職員会議における協議事項の整理などを行う会議））において、新たな事実関係

等の必要事項を、その都度報告することで図っていた。

ウ 実施機関は、本件対象保有個人情報3を保有していない理由の一つとして、県立〇〇高等学校が本件事故に関する職員会議を開催しなかったことを挙げていたが、上記イでは、その説明を一部変更し、同校が臨時の職員会議を開催したり、職員会議の正式な案件として取り上げたりすることはなかったとしながらも、職員会議及び校務運営委員会の場において、本件事故に関する事実関係等を報告していたと説明している。

エ このため、職員会議及び校務運営委員会に係る会議録には、当該会議の場で報告された本件事故に関する事実関係等の記載が含まれている可能性があると考えられることから、当審査会が実施機関に対して、本件事故の発生から本件開示請求時点までに開催された職員会議及び校務運営委員会に係る会議録の提示を求めたところ、実施機関から、次のとおり提示があった。

(ア) 平成〇年度及び平成21年度に開催された職員会議に係る会議録

(イ) 平成〇年度から平成21年度までに開催された校務運営委員会に係る会議録

オ 職員会議に係る会議録について

(ア) 当審査会が、平成〇年度及び平成21年度に開催された職員会議に係る会議録の内容を見分したところ、本件事故に関する記載が含まれたものは認められなかった。

(イ) 平成〇年度に開催された職員会議に係る会議録の存否について

a 実施機関は、本件事故が発生した、平成〇年度に開催された職員会議に係る会議録については、保有していないとして、当審査会に提示しなかったものである。

b 一方、当審査会が調査したところ、職員会議に係る会議録は、法令等で作成が義務付けられているものではないが、他年度における職員会議に係る会議録の作成状況を踏まえると、当然に作成されるべきものと考えられる。

このため、当審査会が実施機関に対し、平成〇年度に開催された職員会議に係る会議録を保有していない理由等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

(a) 保有していない理由

平成〇年度も例年と同様に、教務部内の複数の職員（5人程度）が輪番で作成していたが、夏休みを経過した辺りから会議録の作成が滞り、会議録作成の確認が行われないうまま年度を終了したものと考えられ、不作成・廃棄等、不存在の態様については定かではない。

(b) 会議録が作成されないことに対する学校の措置

年度途中までは担当者が輪番で作成していた。担当者双方が記録の滞っ

たことに気づかず、誰かが作成しているものと考え、措置を怠ったものと思われる。

- c 実施機関の上記説明は、平成○年度に開催された職員会議に係る会議録を保有していない理由としては十分なものとは言えず、次に述べるとおり、疑問が残るところである。
 - (a) 他年度の職員会議に係る会議録は、逐語記録ではなく、会議録の概要として、案件名のほか参加者の発言が幾つか記載されているだけで、また、その分量も1ページから2ページ程度であることからすると、その作成に多大の労力や時間を費やすものとは考えにくいこと。
 - (b) 会議録の作成が輪番制により行われていたとすれば、数か月にわたって会議録の作成が滞ることは考えにくいこと。
 - (c) 他年度の会議録を見ると、会議録の作成後は、校長、教頭、教務主任のほか、職員会議に欠席した職員に呈覧されており、会議録の作成が滞った場合には、校長等から作成の指示があると考えられること。
 - (d) 夏休み経過前に作成された会議録は、青森県教育委員会文書取扱規程（昭和36年12月青森県教育委員会訓令甲第12号。以下「文書取扱規程」という。）により県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定めた5年の保存年限を経過していないことから、廃棄する理由は考えにくいこと。
- d そこで、当審査会の事務局職員をして、県立○○高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、平成○年度に開催された職員会議に係る会議録の存在は認められなかった。
- e 以上からすると、県立○○高等学校が平成○年度に開催された職員会議に係る会議録を保有していないこと自体は、事実と考えざるを得ない。

カ 校務運営委員会に係る会議録について

当審査会が平成○年度から平成21年度までに開催された校務運営委員会に係る会議録の内容を見分したところ、平成○年○月に開催された校務運営委員会に係る会議録に、本件事故に関する記載が含まれていることが認められた。

- (5) 以上から、実施機関は、本件対象保有個人情報3として、平成○年○月に開催された校務運営委員会に係る会議録を保有しているが、その余の会議録は保有していないと認められる。

5 本件対象保有個人情報4の存否について

- (1) 不存在の態様について

実施機関は、理由説明書において、本件対象保有個人情報4を保有していないとした理由について、次のとおり述べている。

ア 当初、県立〇〇高等学校による関係者からの聞き取り調査が行われたが、同校では、その内容を記録していなかった。

イ すぐに警察の事情聴取が始まり、関係する生徒から聞き取りが行われた。県立〇〇高等学校は、第三者である警察に聞き取りを任せることとしたため、聞き取りの内容を記録した文書を保有していない。

(2) 聞き取りの実施状況等について

ア 学校関係者からの聞き取りについて

当審査会が実施機関に対し、本件事故に関して県立〇〇高等学校が実施した、学校関係者からの聞き取りの内容、記録不作成の理由等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

(ア) 関係教員からの聞き取りについて

a 聴取者・聴取対象者

担任、学年主任、生徒指導部長及び部活動顧問を対象に、主に校長が、補足的に教頭が聴取を行った。

b 聞き取りした内容

自殺した生徒のふだんの様子について

c 記録不作成の理由

自殺に結びつくような記録すべき内容はなかったと判断したため

(イ) 生徒からの聞き取りについて

a 聴取者・聴取対象者

部活動顧問が所属部員から聴取を行った。

b 聞き取りした内容

自殺した生徒が〇〇部で活動していた時の状況と、その後本件事故までの数か月間の接点について確認をした。

c 記録不作成の理由

聞き取りした内容を校長に口頭で報告したため、記録は作成しなかった。また、校長は、部活動顧問に記録の作成を命じたことも、自ら記録を作成したこともなかった。

イ 警察が実施した事情聴取結果の聞き取りについて

(ア) 実施機関は、意見書において、警察が実施した関係生徒に対する事情聴取の結果については、平成〇年〇月〇日に、県立〇〇高等学校が警察から口頭による説明を受けた旨述べている。

(イ) そこで、実施機関に対し、警察から聞き取りした内容に係る記録の有無等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

a 警察から説明を受けた者

警察からの聴取結果の聞き取りは、校長が行った。

b 記録の有無

校長が警察から説明を受けた内容については、教育庁に報告したが、記録は作成していない。

c 記録不作成の理由

警察の説明内容が「これまでの調査の範囲では、生徒を含む学校関係者の関与は確認できなかった。また、事件性はない。」という単純なものだったので、改めて記録に残す必要性を感じなかった。また、警察の説明内容は、県立〇〇高等学校が実施した関係者からの聞き取りや本件アンケート調査等によって確認した事実とも整合していた。

(3) 聞き取り内容を記録した文書の存否について

ア 聞き取り内容に係る記録作成の必要性について

(ア) 上記実施機関の説明によると、県立〇〇高等学校が、関係教員、生徒及び警察から聞き取りした内容に係る記録を作成しなかった理由は、いずれもその必要性が認められないと判断したことになる。

(イ) しかし、関係教員及び生徒からの聞き取りは、本件事故の原因を解明するために行われたのであって、学校が行う日常業務の延長のような軽微な事務であるとは到底言えないものである。そして、聞き取りした内容は、本件事故の原因解明等、その後の事務処理において有用な資料となると考えられることからすると、その記録を作成する必要性は高いと認められる。

(ウ) また、警察が実施した事情聴取結果の聞き取りについても、警察からの報告内容が、警察の事情聴取により判明した事実関係や警察が「事件性はない」と判断するに至った根拠を含んでいたと考えられることからすると、上記(イ)と同様、その内容を記録する必要性は高いと認められる。

イ メモの作成の有無について

(ア) 上記アを踏まえると、校長らは、関係教員、生徒及び警察から聞き取りした内容について、何も記録していないとは考えにくく、少なくとも手控えとしてメモは作成していたものと考えられる。

(イ) 保有個人情報開示請求の対象となる保有個人情報は、条例第2条第5号の規定により、情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書に記録されているものに限られるため、仮に、校長らがメモを作成していたとしても、それが個人的なメモにとどまる限りは、保有個人情報開示請求の対象とならないものであ

る。しかし、作成当初は個人的なメモであったとしても、その後の保管状況などから組織共用性が認められ、行政文書に該当すると判断されることもあり得るところである。

- (ウ) 県立〇〇高等学校の校長は、関係教員及び警察からの聞き取りを直接行うとともに、生徒からの聞き取り内容についても報告を受けていることからすると、校長は、関係職員、生徒及び警察から聞き取りした内容を全て把握していたと考えられる。

当審査会が実施機関に対し、本件事故に係る一連の対応において、調査内容や関係職員等からの報告内容を記録したメモを校長が作成していたかどうかについて説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、校長がメモを作成していたことは認めながらも、当該メモは、「当事者としての備忘録的なものであり、残すべき内容を含むものはない」と校長が判断したため、廃棄されたと述べている。

- (エ) そこで、実施機関に対し、校長が当該メモを廃棄した時期及び廃棄した理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

a 廃棄時期について

メモは適宜廃棄していたが、最終的に廃棄した時期は、平成〇年度末だと思われる。

b 廃棄した理由について

本件事故の対応窓口は、教育庁に一括されており、学校内では話題になることもなかったため、「県立〇〇高等学校の問題ではない」との認識に至っていたため

- (オ) 上記実施機関の説明によると、県立〇〇高等学校の校長は、自身が作成したメモについて、組織共用文書として保存すべき内容を含まないものと判断していたとともに、本件事故が自校の問題であるとの認識を有していなかったため、廃棄したということになる。

校長が作成したメモに記載された内容は、本件事故の原因を解明する上で非常に重要な情報であると考えられ、事後において、県立〇〇高等学校のみならず、教育庁でも利用されることが十分に想定されるものである。事実、後述するように、本件事故報告書の決裁過程において、校長がその適否を判断する際に用いられているところでもある。

このように、校長が作成したメモの内容や利用状況を踏まえると、当該メモが、校長の単なる個人的なメモにとどまるものと言えるかどうかは疑問が残るところである。

- ウ そこで、当審査会の事務局職員をして県立〇〇高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、聞き取り内容を記録した文書や校長ら関係職員が作

成したメモ等の存在は認められなかった。

エ 以上からすると、県立〇〇高等学校が聞き取り内容を記録した文書を作成せず、また、校長ら関係職員が作成したメモ等を廃棄したこと自体は、事実と考えざるを得ない。

(4) よって、実施機関は、本件対象保有個人情報4を保有していないと認められる。

6 本件対象保有個人情報5の存否について

実施機関は、本件処分において、「個人情報の開示通知」との件名が付された文書を本件対象保有個人情報5として特定し、その全部を開示しているが、そのほかにも特定すべき保有個人情報があるかどうかについて、以下、検討する。

(1) 異議申立人が主張するその他の保有個人情報の存否について

ア 本件アンケート調査に至った経過が記載された文書等の存否について

(ア) 異議申立人は、異議申立書において、「本件アンケート調査を行うに至った経過、本件アンケート調査の結果を集計して、県立〇〇高等学校としてどのような検討・対応を行ったか等について記載された文書は、本件開示請求の対象から除外された」旨述べているので、以下、本件アンケート調査に至った経過が記載された文書等の存否について検討する。

(イ) 不存在の態様について

実施機関は、理由説明書において、異議申立人が主張するこれらの文書を本件対象保有個人情報5から除外した理由について、おおむね次のとおり述べている。

a 本件アンケート調査は、異議申立人からの強い要望もあり、緊急を要していたので、校長が判断して実施することとした。本件アンケート調査の目的、内容、形式等についても、時間的な制約から、校長、教頭、学年主任ら数名で話し合ったもので、最終的なアンケートの書式は残されているものの、経過に関する文書は作成されなかったため

b 本件アンケート調査の結果を集計した後に、どのような検討・対応を行ったのか等について記載した文書は作成されなかったため

(ウ) 本件アンケート調査は、本件事故の実態を把握する等の目的から、全校生徒を対象に実施されたものであるため、学校が行う日常業務の延長のような軽微な事務であるとは言えないものである。

このため、県立〇〇高等学校では、本件アンケート調査の実施に係る意思決定に当たり、文書により起案し、当該起案文書には、実施方法のほか、実施に

至る経過などが記載されるものと考えられる。

また、本件アンケート調査に係る意思決定に当たり、文書により起案することが困難であったとしても、同調査が軽微な事務ではない以上、なぜそのような意思決定がなされたのかを明らかにするため、事後において、その実施に至る経過等の記載を含む文書を作成することが想定される。

- (エ) そこで、当審査会が実施機関に対し、本件アンケート調査に至った経過について記録した文書を作成しなかった理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「他校での事例など、参考になるものを集めて検討した上で、校長が自らアンケートの原案を作成し、軽微な修正で実施したため、本件アンケート調査に至った経過について記録した文書は作成していない。緊急事態発生 of 混乱の中で、スピーディーに本件アンケート調査を行う必要があった」旨述べている
- (オ) さらに、実施機関に対して、本件アンケート調査の結果をどのように活用したのか説明を求めたところ、実施機関は、「職員集会、職員会議及び全校集会において、集計結果を口頭で報告した」ものの、調査結果をまとめた文書については、「作成していない」と述べている。
- (カ) 上記実施機関の説明によれば、県立〇〇高等学校では、早急に本件アンケート調査を実施する必要があったとのことであるから、実施前の段階で、文書により起案することは、時間的に困難な状況にあったものと推認される。
一方で、実施後の状況をみると、県立〇〇高等学校では、実施経過等の記載を含む文書を作成できないような特別の事情があったとは認められず、同校が、当該文書を作成することは可能であったと考えられる。
- (キ) そこで、当審査会の事務局職員をして、県立〇〇高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、本件アンケート調査に至った経過が記載された文書等の存在は認められなかった。
- (ク) 以上からすると、県立〇〇高等学校が本件アンケート調査に至った経過が記載された文書等を保有していないこと自体は、事実と考えざるを得ない。

イ その他の文書の存否について

- (ア) 異議申立人は、当審査会に提出した意見書において、次に掲げる文書は、県立〇〇高等学校において作成されていることが容易に推認されるものであるから、実施機関がその保有を否定していることについては、恣意的な情報隠しを行っているのではないかとの疑念を抱かざるを得ないなどと主張している。
 - a 本件事故後に開催された臨時の全校集会及び〇〇部保護者集会において、校長が口頭で報告・説明を行った際に用いた手持ち資料
 - b 〇〇部保護者集会に係る記録
 - c 県立〇〇高等学校が一部の生徒に対して実施したカウンセリング等に係る記録

- (イ) そこで、当審査会の事務局職員をして、県立〇〇高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、異議申立人が主張するこれらの文書の存在は認められなかったものである。
- (ウ) なお、一部の生徒に対して実施したカウンセリング等に係る記録については、その内容がカウンセリング等を受けた生徒のプライバシーに関するものであり、県立〇〇高等学校に報告されることは通常想定されないこと、また、カウンセラー派遣に係る事務手続を教育事務所が担当していることからすると、当該カウンセリング等に関して、本件開示請求の対象となる保有個人情報を県立〇〇高等学校が保有しているとは考えにくい。
- (エ) 以上からすると、県立〇〇高等学校は、(ア)に記載の a から c までに掲げる文書を保有していないものと認められる。

ウ 以上から、実施機関は、異議申立人が主張する保有個人情報を保有していないものと認められる。

(2) 県立〇〇高等学校が保有することが明らかとなった文書について

ア 当審査会が実施機関に対し、県立〇〇高等学校が作成し、又は取得した、本件事故に関する一切の文書の提示を求めたところ、実施機関から、次に掲げる文書の提示があったため、これらの文書が本件対象保有個人情報 5 に該当するかどうかについて、以下検討する。

(ア) 本件事故報告書の控え（本件事故報告書の写しに県立〇〇高等学校の事務長の公印使用承認印が押印されたもの。以下同じ。）

(イ) ファックス送信票

イ 本件事故報告書の控えについて

(ア) 当審査会が本件事故報告書の控えの内容を見分したところ、同文書には、死亡した生徒の氏名のほか、事故発生の日時及び場所、事故の概況などの情報が記載されているものと認められる。よって、本件事故報告書の控えは、本件対象保有個人情報 5 に該当する。

(イ) なお、実施機関は、本件事故報告書の控えを特定しなかった理由について、「本件対象保有個人情報 5 は、本件アンケート調査に関する情報が記載された一切の文書であると認識したため、本件事故報告書の控えは対象外と判断した。」旨述べている。

しかし、本件開示請求に係る開示請求書の記載を見ても、本件対象保有個人情報 5 の範囲をそのように限定的に解することはできず、実施機関が本件事故報告書の控えを特定しなかったことは妥当ではない。

ウ ファックス送信票について

(ア) 当審査会がファックス送信票の内容を見分したところ、同文書には、教育庁学校教育課が県立〇〇高等学校に対して、本件事故に係る対応について指示する内容が記載されているものと認められる。よって、ファックス送信票は、本件対象保有個人情報5に該当する。

(イ) なお、実施機関は、ファックス送信票を特定しなかった理由について、「本件対象保有個人情報5は、本件アンケート調査に関する情報が記載された一切の文書と認識したため、ファックス送信票は対象外と判断した。」旨述べている。

しかし、本件開示請求に係る開示請求書の記載を見ても、本件対象保有個人情報5の内容をそのように限定的に解することはできず、実施機関がファックス送信票を特定しなかったことは妥当ではない。

エ 以上から、実施機関は、本件対象保有個人情報5として、本件事故報告書の控え及びファックス送信票を保有しているものと認められる。

(3) 県立〇〇高等学校による作成又は取得の事実が明らかとなった文書について

ア 実施機関から提示を受けた国報告資料の内容を見分したところ、同資料には、本件事故発生後における県立〇〇高等学校及び教育庁の対応などが時系列表にまとめられて記載されており、その内容から、県立〇〇高等学校は、次の(ア)に掲げる文書を作成し、(イ)に掲げる文書を取得していたことが確認された。

また、国報告資料には、当審査会に提示のあった県立〇〇高等学校及び教育庁が保有する関係文書には記載されていない詳細な情報が含まれていたため、その作成の基礎となった文書の提示を改めて実施機関に求めたところ、教育庁学校教育課が保有する、次の(ウ)に掲げる文書が提示された。

このように、県立〇〇高等学校は、本件事故に関する次の(ア)から(ウ)までに掲げる文書を作成し、又は取得していたことが明らかとなったため、以下、これらの文書の存否について検討する。

なお、本件開示請求の対象となる保有個人情報は、県立〇〇高等学校が保有するものに限定されていることから、教育庁の各課等が保有するものについては対象とならないものである。

(ア) 在校生徒の保護者あて連絡文書（以下「保護者あて連絡文書」という。）

(イ) 市民団体からの質問状

(ウ) 県立〇〇高等学校の教頭が作成した、平成〇年〇月〇日付け文書（以下「教頭作成文書」という。）

イ 保護者あて連絡文書の存否について

(ア) 当審査会が実施機関に対し、保護者あて連絡文書の記載内容等について説明を求めたところ、実施機関は次のとおり述べている。

a 記載内容について

本件事故の概要及び警察による調査が実施されることについて記載されていた。

b 発信者名、作成者及び配布先について

学年主任名で、学年主任が作成した。○学年全体に配付した。

(イ) 上記実施機関の説明によると、保護者あて連絡文書には、本件事故の概要が記載されていたとのことであるから、同文書は、本件対象保有個人情報5に該当するものと考えられる。

そこで、保護者あて連絡文書の保有の有無等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

a 保有の有無及び保存年限について

保存すべきであるとの認識が薄かったため、保護者あて連絡文書は存在しない。文書取扱規程により教育長が定めた文書の保存年限は3年となる。

b 保有していない理由について

学年主任名で作成される文書は、当該文書が作成された年度の年度末まで保存されているのが実態である。また、生徒に配付する文書は多様であり、保存すべきかどうかは、当該文書を作成した学年主任や担任等に委ねられているのが実態である。

(ウ) 上記実施機関の説明によると、県立〇〇高等学校における学年主任名の文書の保存期間については、保護者あて連絡文書も含め、文書取扱規程に基づく保存年限によらず、学年主任等が判断していたことになり、事務処理として適切であるとは言えないことから、保護者あて連絡文書を保有していないとの実施機関の説明は、直ちに首肯することはできないものである。

(エ) そこで、当審査会の事務局職員をして、県立〇〇高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、保護者あて連絡文書の存在は認められなかった。

(オ) 以上からすると、県立〇〇高等学校が保護者あて文書を保有していないこと自体は、事実と考えざるを得ない。

ウ 市民団体からの質問状の存否について

(ア) 当審査会が実施機関に対し、市民団体からの質問状について説明を求めたところ、実施機関から、教育庁が県立〇〇高等学校からファクシミリにより送付を受けた同文書の写しの提示があり、その内容を見分したところ、市民団体からの質問状には、県立〇〇高等学校の校長その他関係職員に対して、本件事故発生当時の対応等について回答を求める旨が記載されているものと認められる。

よって、市民団体からの質問状は、本件対象保有個人情報5に該当する。

- (イ) そこで、実施機関に対し、県立〇〇高等学校が、市民団体からの質問状を保有しているのかどうかについて説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「当該文書は、平成〇年〇月に廃棄したため保有していない。理由は、本件事故の対応窓口は、教育庁に一括されており、学校内では話題になることもなかったので「県立〇〇高等学校の問題ではない」との認識に至っていたため」と述べている。
- (ウ) 市民団体からの質問状は、県立〇〇高等学校が取得した行政文書である以上、文書取扱規程にのっとって適正な管理が行われるべきものである。
このため、自校の問題ではないとの認識に至ったとの理由から、市民団体からの質問状を廃棄したとの実施機関の説明は、直ちに首肯することはできないものである。
- (エ) そこで、当審査会の事務局職員をして、県立〇〇高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、市民団体からの質問状の存在は認められなかった。
- (オ) 以上からすると、県立〇〇高等学校が市民団体からの質問状を廃棄したこと自体は、事実と考えざるを得ない。

エ 教頭作成文書の存否について

- (ア) 当審査会が教頭作成文書の内容を見分したところ、同文書には、自殺した生徒の状況、学校の対応、遺族の状況などの本件事故に関する状況についてまとめた時系列表のほか、警察及び関係生徒からの確認状況の概要等が記載されているものと認められる。よって、教頭作成文書は、本件対象保有個人情報5に該当する。
- (イ) 当審査会が実施機関に対し、教頭作成文書の作成目的、保管状況等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。
 - a 教頭作成文書を教育庁が取得した経緯について
教育庁県立学校課（平成〇年度当時。平成20年度の組織改正により学校教育課に改組。以下同じ。）の当時の課長が時系列の記録を作成しておくよう学校に助言し、結果的に、平成〇年〇月ころ、当時の教頭が作成したメモとして、教育庁県立学校課の担当職員にメールで送付された。
 - b 記載情報の入手方法について
関係教職員（学級担任、部活動の顧問など）から口頭で聞き取って作成した。
 - c 県立〇〇高等学校における保管状況について
教頭以外の学校職員には配付されていない。教頭が本件事故報告書の処理案を作成する際に参考としたが、その後、必要がないものとして平成〇年度

末に廃棄された。

- (ウ) 上記実施機関の説明によると、教頭作成文書は、教育庁の助言を契機として作成され、その後、教育庁県立学校課の担当職員に送付されたとのことである。このため、教頭作成文書は、教頭が個人的に送付したものではなく、県立〇〇高等学校が組織として送付した文書であると認められる。

また、教頭作成文書は、関係教職員から教頭が聞き取りした情報をもとに作成されていることから、学校として収集した情報が集約されたものと言え、本件事故報告書の基礎資料として利用されていることから明らかなように、必要があれば、教頭作成文書に記載された情報が組織内で利用されることも十分に考えられるものである。

さらに、本件事故報告書と教頭作成文書の内容を比較したところ、両者は作成目的も記載内容も異なっていることから、教頭作成文書は、本件事故報告書を作成したからといって、職員個人の判断で自由に廃棄することができるような個人メモであると考えすることはできない。

- (エ) このような教頭作成文書の作成、利用等の状況からすると、教頭作成文書は、教頭個人のメモにとどまらず、組織としての共用文書の実質を備えた状態にあったものと認められ、文書取扱規程にのっとり適正な管理が行われるべき行政文書であると解される。このため、教頭作成文書について、本件事故報告書作成後は必要がないとして廃棄したとする実施機関の説明は、直ちに首肯することはできないものである。
- (オ) そこで、当審査会の事務局職員をして、県立〇〇高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、教頭作成文書の存在は認められなかった。
- (カ) 以上からすると、県立〇〇高等学校が教頭作成文書を保有していないこと自体は、事実と考えざるを得ない。

オ 以上から、実施機関は、上記アの(ア)から(ウ)までに掲げる文書を保有していないものと認められる。

(4) その他県立〇〇高等学校での作成が想定される文書の存否等について

ア 本件事故報告書の作成に係る起案文書等の存否について

- (ア) 県の機関の意思決定は、文書により起案し、決裁権者の決裁を得ることにより行われることが一般的であると考えられる。また、文書取扱規程第23条第2項には、起案の要領として、「必要があると認めるときは、起案説明として起案の具体的理由、経過の概要、関係法規その他参考事項を当該起案の末尾に付記し、かつ、関係書類を添付しなければならない」と定められている。

このため、県立〇〇高等学校では、本件事故報告書の作成に当たり、文書により起案し、起案文書に添付する関係書類を作成していることが想定されるこ

とから、以下、これらの文書の保有の有無について検討する。

- (イ) 実施機関に対し、本件事故報告書の作成に係る事務手続等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。
- a 事務分担について
作成は教頭、決裁は校長、発送は事務長である。
 - b 起案文書の有無について
校長の口頭による決裁で処理されたため、起案文書は存在しない。
 - c 事故報告書の作成に当たり利用した資料について
本件事故報告書の処理案は、教頭がメモや関係者からの聞き取りをもとに作成したが、これらのメモ等は保存されていない。
 - d 適否の判断について
教頭が作成した事故報告書の処理案の内容が適切かどうかの判断は、校長による決裁の過程でなされた。適否の判断に当たり、校長自身が作成したメモ類との照合は一部あった。事故報告書の処理案には、関係書類は添付されていなかった。
- (ウ) さらに、これまでの県立〇〇高等学校が作成した事故報告書に関して、本件事故報告書の場合と同様に、起案文書が存在しない事例や、関係書類が添付されない事例があるのかを確認するため、実施機関に対し、過去5年間に作成した事故報告書に係る起案文書、関係書類の有無等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。
- a 口頭による決裁で処理された事例や、関係書類が添付されていなかった事例は存在する。その理由としては、当時は、正規の事務処理が徹底されていない状況にあったものと考えられる。
 - b 生徒に係る事故報告書が作成された事例は、本件事故を除き5件あり、そのうち、起案文書により決裁処理された事例が2件（うち1件は、起案文書の表紙のみ保管され、事故報告書の処理案は保管されていない。）あるが、いずれも関係書類は添付されていない。残りの3件の事例については、当該事故報告書に関する文書は一切保管されておらず、決裁の状況だけでなく、事故の概要についても確認できない。
- (エ) 本件事故報告書の内容は、本件事故に関する事実関係のほか、本件事故の発生原因に係る県立〇〇高等学校としての評価を含むものであるから、文書により起案し、また、その決裁過程において内容の適否を判断するため、同校が内部調査等により得た事実関係等の情報を関係書類として添付する必要があると考えられる。このことは、県の機関において、この種の文書の事務処理を行う上で、むしろ当然とも言うべきものであるため、本件事故報告書の作成に当たり、文書による起案や関係書類の作成をすることもなく、校長の口頭による了承を得て決裁を行ったとの実施機関の説明は、直ちに首肯することはできない

ものである。

- (オ) しかしながら、上記(ウ)のとおり、県立〇〇高等学校では、事故報告書の作成に係る文書事務が適正に行われておらず、そのような実態を踏まえると、本件事故報告書の作成に当たっても、同様の文書処理が行われたであろうことがうかがえるものである。

さらに、当審査会の事務局職員をして県立〇〇高等学校における関係文書の保管状況を確認させたところ、本件事故報告書に係る起案文書及び関係書類の存在は認められなかった。

- (カ) 以上からすると、県立〇〇高等学校が、本件事故報告書の作成に当たり、文書により起案せず、及び関係書類を作成しなかったこと自体は、事実と考えざるを得ない。

イ 学校日誌について

学校日誌は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条において、学校において備えなければならない表簿として規定されているものである。

そこで、実施機関に本件事故の発生から本件開示請求時点までに作成した学校日誌の提示を求め、その内容を見分したところ、本件事故に関する記載は含まれていないことが認められた。

よって、学校日誌は、本件対象保有個人情報5に該当しない。

ウ 自殺した生徒に係る相談記録の存否について

- (ア) 当審査会が県立〇〇高等学校において実地調査を行った際に、自殺した生徒に係る相談記録の有無について、同校職員に説明を求めたところ、「生徒の悩みには、担任がすぐに対応するので、記録は作成していなかった」旨述べている。

- (イ) また、当審査会の事務局職員をして、同校職員に確認させたところによれば、現在では、校内に相談部を設け、担当職員が相談記録を作成することとしているが、当時は、相談を受けた職員が個人的なメモを作成することはあるものの、組織として相談記録を作成し、管理する体制はとっていなかったとのことである。

さらに、事務局職員をして、同校における関係文書の保管状況を確認させたところ、自殺した生徒に係る相談記録の存在は認められなかった。

- (ウ) 以上からすると、県立〇〇高等学校は、自殺した生徒に係る相談記録を保有していないものと認められる。

- (5) 以上から、実施機関は、本件対象保有個人情報5が記載された行政文書として、本件事故報告書の控え及びファックス送信票を保有しているものと認められる。

7 結論

以上のとおり、実施機関が、本件対象保有個人情報2として特定した本件アンケート集計結果について、その一部が条例第21条第1項第9号に該当するとし、「一部開示」としたことは妥当ではなく、また、実施機関は、本件対象保有個人情報3として、平成〇年〇月開催の校務運営委員会に係る会議録を、本件対象保有個人情報5として、本件事故報告書の控え及びファックス送信票を保有しているものと認められるので、第1のとおり判断する。

なお、実施機関は、本件対象保有個人情報2の開示の実施に当たり、異議申立人にその全部を開示していると認められるので、改めて開示することを要しない。

8 付言

本件処分の妥当性について、当審査会は、以上のとおり判断するが、なお次のとおり付言する。

(1) 本件事故に係る文書作成の必要性について

ア 平成〇年度に開催された職員会議に係る会議録について

実施機関の説明によると、県立〇〇高等学校では、平成〇年度に開催された職員会議において、本件事故に関する事実関係等について報告していたものであるが、同校は、当該会議に係る会議録を保有していないものと認められる。

実施機関は、その理由について、会議録の作成が滞ったものと考えられるが、不作成か廃棄かを含め、不存在の態様については不明である旨述べている。

県立〇〇高等学校においては、他年度分の職員会議に係る会議録が問題なく作成されており、本件事故の発生した平成〇年度分の職員会議に係る会議録についても、同様に作成されてしかるべきものであるから、同校がこれらの会議録を保有していないことは、妥当ではない。

イ 学校関係者等からの聞き取り内容に係る記録について

(ア) 県立〇〇高等学校は、学校関係者への聞き取り及び警察が実施した事情聴取結果の聞き取り内容を記録した文書を作成しなかったものと認められる。

実施機関は、その理由について、聞き取りした内容は、いずれも記録の必要性が認められないものであると判断した旨述べている。

(イ) しかし、学校関係者等からの聞き取りは、学校が行う日常業務の延長のような軽微な事務であるとは到底言えないものである。また、何よりも、学校関係者等からの聞き取り内容は、本件事故の原因を解明するとともに、自殺の再発防止を図る上で有用な資料になるものと考えられる。

(ウ) このことからすると、学校関係者等からの聞き取りの内容を記録した文書を作成する必要性は非常に高いものと認められ、また、そのような記録が作成されなければ、どのような調査を行ったか事後において確認することができなくなってしまうのであるから、実施機関が当該記録を作成しなかったことは、妥当ではない。

ウ 校長らが作成したメモに記載されている重要情報について

(ア) 実施機関の説明によると、県立〇〇高等学校の校長及び教頭は、本件事故発生後の対応において、同校が実施した調査内容や関係職員からの報告内容等を記録したメモを作成していたものであるが、校長らは、それらのメモは、個人の備忘録的なもので、記録として残すべき内容は含まれないと判断したこと、本件事故が自校の問題ではないと認識したこと、本件事故報告書の作成の参考とした後必要がなくなったと判断したことなどを理由に、当該メモの内容を行政文書とすることなく廃棄したものと認められる。

(イ) 県立〇〇高等学校は、本件事故報告書のほかに、同校が行った内部調査により入手した情報等を記録した文書を作成しておらず、また、同報告書の内容を見ても、校長らが作成したメモに記載されている情報を全て含んでいるとは考えにくい。このため、当該メモに記載されている情報は、本件事故の原因説明等、本件事故に係る事後調査において有用な情報であると解され、事後において、同校のみならず、教育庁でも利用されることが十分に想定されるものである。

このような組織にとって重要と認められる情報については、そもそも個人的なメモではなく、組織共用の文書とすべきであるから、校長らが、当該情報を行政文書とすることなく、漫然と廃棄したことは妥当ではない。

エ 本件事故報告書に係る起案文書等について

(ア) 県立〇〇高等学校は、本件事故報告書を作成するに当たり、文書により起案することなく、口頭による決裁により処理しているとともに、同報告書の作成に当たり根拠とした事実関係等の情報を記録した文書についても、作成していないことが認められる。

(イ) 県の機関が意思決定を行う場合には、当該事務が軽微である場合を除き、一般的には、文書により起案し、決裁権者が決裁する手続が取られ、このことにより、事後において、意思決定の過程が確認できるものである。また、意思決定に当たり文書により起案することが困難であったとしても、なぜそのような意思決定がなされたのかを確認するため、事後において、その記録を作成することが求められる。

本件事故報告書の作成は、軽微な事務とは到底言えないものであるから、その意思決定を行うに当たっては、起案文書による決裁手続を取る必要があるも

のと解され、県立〇〇高等学校が、これを行わなかったことは、文書事務の通例からして、妥当ではない。

- (ウ) 本件事故報告書の作成事務は、処理案の作成を担当した教頭と、口頭による決裁を行った校長の二人だけで行われている。校長らは、本件事故発生後の対応において、陣頭指揮を執り、率先して学校関係者等から情報収集を行っていたと考えられ、決裁の過程において、事実関係等の情報を記録した文書がなくても、その内容の適否についての判断は可能であったとも考えられる。

しかし、本件事故報告書の内容は、本件事故に関する事実関係のほか、事故の発生原因に係る評価を含むものであるから、その作成の基となった情報を記録した文書が作成されないと、校長らが下した当該評価が妥当であったかどうか、外部の者はもちろん、実施機関自身も、事後において検証することができなくなってしまう。

意思決定の内容の正確性を担保し、責任の明確化を図るためには、その意思決定の根拠とした事実関係等の情報を記録した文書を関係書類として作成すべきであり、県立〇〇高等学校が、本件事故に関してそのような文書を作成しなかったことは、妥当ではない。

- オ 以上のとおり、県立〇〇高等学校は、本件事故の事後対応において、本来作成すべき文書を作成していないものと認められる。作成されるべき文書が作成されないことになれば、結果として「不存在」を理由に開示請求権の行使が妨げられ、個人の権利利益の保護を目的に自己情報の開示請求権を認めた条例の趣旨を失わせることになる。

このような県立〇〇高等学校の文書不作成の態度は、厳しく非難されなければならないものであり、同校においては、今後、同様の事態が生じることのないよう、事務の性質、内容に応じて適切な文書作成を行う必要がある。

- カ 文部科学省では、平成18年8月から、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を設置し、児童生徒の自殺の特徴や傾向などを分析して、学校現場に資する自殺予防の対応策について検討を進めている。平成21年度においては、自殺が起きてしまった後の遺された他の子どもたちや家族に対する心のケア、子どもの自殺に関する実態把握のための体制の整備を進めるため、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者調査を視野に入れた背景調査といった事後対応の在り方について調査研究を行い、その結果を「平成21年度の審議のまとめ」により公表している。

同審議結果の添付資料⑥「児童生徒の自殺の背景調査に関する検討状況について」によると、背景調査の意義について、「たとえ、学校に不都合なことであっても事実を明らかにしていく姿勢が重要である」、「早期の段階で現実には何が起きていたかについて、時系列にしたがって詳細に記録しておく必要がある」など

としている。

このような近時の国における児童生徒の自殺予防に関する検討状況からしても、自殺が起きた際の事後対応として、学校が収集した情報の記録を作成・保存することは、最低限実施すべきことである。

(2) 文書管理の適正化について

ア 県立〇〇高等学校における文書管理について

- (ア) 県立〇〇高等学校では、保護者あて連絡文書を作成し、また、市民団体からの公開質問状を取得していたものであるが、これらの文書は、文書取扱規程に定める保存年限が経過していないにもかかわらず、校長等の判断により廃棄されているものと認められる。
- (イ) 実施機関は、平成〇年度に開催された職員会議に係る会議録が、夏休みを経過する前までは作成されていたと説明しているが、県立〇〇高等学校では、作成したとする当該会議録を保有していないことが認められる。
- (ウ) 生徒に係る事故報告書の過去5年間における文書処理の実態をみると、県立〇〇高等学校には、起案文書を含め当該事故報告書に関する文書が一切保存されておらず、決裁の状況だけでなく、当該事故の概要さえも把握することのできない事例が3件あったことが認められる。
- (エ) 教頭作成文書は、教頭個人のメモであるとして廃棄されているが、同文書は、県立〇〇高等学校が作成した文書として教育庁に送付され、また、本件事故報告書の基礎資料として利用されていることから明らかなように、必要があれば、同文書に記載されている情報が組織内で利用されることも十分に考えられることからすると、組織としての共用文書の実質を備えたものと言え、文書取扱規程にのっとり適正に管理されるべき行政文書であったと認められる。
- (オ) 以上のとおり、県立〇〇高等学校における文書管理の実態は、文書取扱規程に反するずさんなものであると言わざるを得ない。

イ 教育庁における文書管理について

- (ア) 当審査会が実施機関に対し、上記ア(ウ)の事故報告書に係る事例の概要について説明を求めたところ、教育庁では、それらの事例に係る事故報告書の收受が確認できないため、概要は不明であるとのことであった。事故報告書は、教育長に当該事故の概要等を報告するため作成されるものであり、県立〇〇高等学校には当該事故報告書に係る発送の記録が残されていることからすると、教育庁において、その存在はもちろん、收受の有無さえも確認できないことは、文書管理上、少なからず問題があったと言わざるを得ない。
- (イ) 当審査会が実施機関に対し、教育庁内部における教頭作成文書の保管状況について説明を求めたところ、同文書は、国報告資料を作成する際に組織内

で認知されるまで、県立学校課の担当職員の手元にあり、同職員の個人メモとして管理されていたとのことであった。

しかし、教頭作成文書は、教育庁県立学校課の指示により教頭が作成し、その後、教頭から学校教育課の担当職員に送付されたものであるから、教育庁が組織として取得した文書であり、文書取扱規程にのっとり適正に管理されなければならない行政文書であると認められる。

ウ 自己情報が記載された行政文書について、その管理が適正に行われず、保存年限経過前に廃棄され、また、個人メモとして管理されてしまうと、結果として「不存在」を理由に開示請求権の行使が妨げられることになり、個人の権利利益の保護を目的に自己情報の開示請求権を認めた条例の趣旨を失わせてしまうことになる。

実施機関は、上記で指摘した文書管理上の問題点について、これを実施機関全体に関わることとしてとらえ、適正な文書管理が図られるよう所要の対策を講ずるべきである。

なお、上記アの(イ)及び(ウ)並びにイの(ア)及び(イ)の文書は、本件開示請求の対象となるものではないが、実施機関において適正な文書管理が行われることを望み、あえて指摘するものである。

(3) 改善に向けた措置について

ア 上記において検討したように、県立〇〇高等学校では、本件事故の原因解明、自殺の再発防止のため、学校関係者等からの聞き取りなどの内部調査を行い、重要な情報を収集していたが、本来作成すべき文書を十分に作成していたとは認められない。また、同校では、本件事故に関して作成し、又は取得した文書についても、適正に管理することなく、廃棄している。結果として、同校には、本件事故報告書の控えのほかに、同校が行った内部調査により得た情報等が記載された文書は何も残されていない。

イ 実施機関は、県立〇〇高等学校が本件事故に関する文書を十分に作成せず、また、適切に管理しなかった理由として、同校が、その必要性がないと判断したことのほか、本件事故の対応が教育庁に一本化されたため、本件事故は自校の問題ではないと判断したことを挙げている。

ウ 本件事故の対応における、県立〇〇高等学校と教育庁との関係を確認するため、権限の分担及び教育庁の関与等について実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、おおむね次のとおり述べている。

(ア) 生徒の自殺が起こった場合の事後対応は、校務をつかさどる校長の権限であることから、学校が主体的に行うものである。

(イ) 教育庁では、本件事故が発生した後、6日間にわたり、延べ13人の職員を学校に派遣し、学校が適切に事後対応できるように助言等を行っていた。

エ 上記ウによれば、県立〇〇高等学校と教育庁は、本件事故の重大性を踏まえ、連携して事後対応に当たっているが、教育庁の関与は人的支援等にとどまり、事後対応の主体となっているのは、県立〇〇高等学校であると認められる。そもそも、本件事故は、県立〇〇高等学校の在校生徒に関わることであり、本件事故の対応窓口が教育庁に一本化されたことをもって、自校の問題ではないと判断すること自体、適切かどうか疑問があるのであって、そのことを理由に、同校が主体的に収集した情報等が、同校において一切不要になるということにはならないはずである。

また、教育長が校長に対し包括的な指揮監督権限を有すると解されることからすると、教育庁は、本件事故の対応窓口が教育庁に一本化された後であっても、本来作成されるべき文書が作成され、適正な文書管理が行われるよう、県立〇〇高等学校に対して適切な指導を行う必要があったものである。

オ 県立〇〇高等学校において、本件事故に関して十分な文書が作成されず、また、適正な文書管理が行われなかった要因は、同校の文書作成、文書管理に対する基本的な意識の低さにあったことは間違いないが、加えて、同校が、必要な情報を文書化して全教職員の間で共有することなく、校長ら一部の職員間にとどめたこと、すなわち、学校全体として、本件事故の原因を解明し、自殺の再発防止を図ろうとする姿勢に欠けていたことにあると考えられる。さらには、上記(2)で指摘したとおり、教育庁自身、文書管理に対する意識が不足していたと見受けられる点があり、県立〇〇高等学校に対する指導が十分に行われていなかったことも、その要因の一つに挙げられるものと考えられる。

実施機関においては、本件事故における不適切な事務処理を単に県立〇〇高等学校の問題として片付けることなく、他の学校はもちろんのこと、教育庁においても、適正な文書事務が行われるよう、必要な措置を講ずることを望むものである。

(4) 在校生徒の権利利益の保護について

実施機関は、県立〇〇高等学校が本件アンケート調査を実施する際に、本件アンケート用紙を公にしないとの条件を生徒に提示していたと説明しているが、一方で、本件アンケート調査実施後において、異議申立人に本件アンケート用紙を閲覧させている。

前述のとおり、本件アンケート用紙には、生徒のプライバシーに関する情報が

記載されているものと認められ、公にしないとの条件を生徒に提示していたにもかかわらず、これを第三者に開示してしまうと、生徒の権利利益が害されるおそれがあるものと認められる。

個人の権利利益を保護することを目的とする条例の趣旨からすると、公にしないとの条件を生徒に真に提示したとするのであれば、実施機関は、当該条件に反する行動をとるべきではない。生徒のプライバシーに関する情報を取り扱うに当たっては、当該生徒の権利利益に配慮した慎重な対応が望まれる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 9 月 9 日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 9 月 30 日 (第24回青森県個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成21年10月21日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年10月27日 (第25回青森県個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成21年11月 4 日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年11月19日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年11月27日 (第26回青森県個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成21年12月16日	・実施機関からの意見書を受理した。
平成21年12月18日 (第27回青森県個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 1 月 18 日 (第28回青森県個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 2 月 17 日 (第 1 回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 3 月 9 日	・県立〇〇高等学校において、実地調査を実施した。
平成22年 3 月 19 日 (第 2 回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年 4 月 16 日 (第 3 回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。 ・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年 5 月 7 日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年 5 月 17 日	・異議申立人からの意見書を受理した。
平成22年 5 月 21 日 (第 4 回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。

平成22年6月14日	・異議申立人からの意見書を受理した。
平成22年6月18日 (第5回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年6月25日	・異議申立人からの資料を受理した。
平成22年7月14日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年7月16日 (第6回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。 ・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年8月6日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年8月18日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年8月27日 (第7回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年9月14日	・県立〇〇高等学校において、事務局職員による現地確認を実施した。
平成22年9月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成22年9月17日 (第8回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年10月4日	・実施機関からの資料を受理した。
平成22年10月15日 (第9回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年11月12日 (第10回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。
平成22年12月17日 (第11回青森県情報公開・個人情報保護審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

(平成22年12月27日現在)